



熊本県公報

第13569号
令和8年(2026年)
9月11日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………	(障がい者支援課) 1
○鹿本救急医療圏の救急病院に関する認定……………	(医療政策課) 1
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 1
○道路の供用開始……………	(〃) 2
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	(建築課) 2
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	(〃) 2
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	(〃) 3
○抗インフルエンザウイルス薬の購入に係る随意契約の相手方 の決定……………	(健康危機管理課) 3
○道路の位置の指定……………	(建築課) 3
登 載 依 頼	
○熊本県立青少年の家の指定管理者の募集……………	(社会教育課) 3

告 示

熊本県告示第659号
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
令和8年（2026年）9月11日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
社会福祉法人くまもと 障害者労働センター 熊本市東区長嶺南一丁 目5番40号	くまもと障害者労働センタ ー 熊本市東区長嶺南一丁目5 番40号	4322000 94	令和8年（202 6年）8月1日

熊本県告示第660号
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
令和8年（2026年）9月11日

熊本県知事 木 村 敬

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山鹿中央病院	山鹿市山鹿1000番地	令和8年（2026年） 9月8日から 令和11年（2029年） 9月7日まで
三森循環器科・呼吸器科病院	山鹿市大橋通1204	令和8年（2026年） 12月17日から 令和11年（2029年） 12月16日まで

熊本県告示第661号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年（2026年）9月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年（2026年）9月11日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	都 呂 呂 宮 地 岳 線	天草市 杵宇土町字下仁谷野 9 4 4 番 1 4 地先から 同所 9 4 4 番 1 4 地先まで	前	16.3 ～ 29.3	112.0	災害防除 工事
			後	16.3 ～ 36.5	112.0	

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）9月11日

熊本県告示第662号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和8年（2026年）9月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年（2026年）9月11日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 1 6 8 4 番 2 地先から 同所 1 5 3 0 番 2 地先まで	151.1	広域連携 交付金事業

2 供用を開始する期日 令和8年（2026年）9月11日

公 告

熊本県公告第510号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和8年（2026年）9月11日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字西浦2184番11
499.05平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋287番地12 スカイアーク 201号
福田 真

熊本県公告第511号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和8年（2026年）9月11日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字沖野2214番3の一部
202.06平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区上南部二丁目1番100号
株式会社ハピネス

熊本県公告第512号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和8年（2026年）9月11日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字沖野2214番3の一部
242.12平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区上南部二丁目1番100号
株式会社ハピネス

熊本県公告第513号
特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
令和8年（2026年）9月11日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬（ゾフルーザ）の購入 21,000人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県健康福祉部健康危機管理課危機対処・企画班
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年（2026年）8月17日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
塩野義製薬株式会社
大阪府大阪市中央区道修町三丁目1番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
58,924,635円（うち消費税及び地方消費税の額5,356,785円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第514号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和8年（2026年）9月11日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 熊本市東区保田窪本町4番32号
- 2 築造者の氏名 株式会社ルミナスホーム
- 3 道路の位置 菊池市北宮字西原237番1及び同238番3並びに水路の一部
- 4 道路の幅員 6.00メートルから6.01メートルまで
- 5 道路の延長 76.91メートル
- 6 指定年月日 令和8年（2026年）8月31日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第101号

登 載 依 頼

熊本県教育委員会公告第36号
県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
令和8年（2026年）9月11日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。
(1) 施設の名称
ア 熊本県立天草青年の家
イ 熊本県立菊池少年自然の家
ウ 熊本県立豊野少年自然の家
エ 熊本県立あしきた青少年の家

- なお、以下これらの4施設の総称を「青少年の家」という。
- (2) 施設の場所
 - ア 上天草市松島町合津5500
 - イ 菊池市原4885番地5
 - ウ 宇城市豊野町山崎1775
 - エ 葦北郡芦北町鶴木山
 - (3) 施設の規模等
 - ア 敷地面積 168, 557平方メートル
主な建物 宿舎(250人収容)
 - イ 敷地面積 81, 305平方メートル
主な建物 宿泊棟(208人収容)
 - ウ 敷地面積 101, 286平方メートル
主な建物 宿泊棟(200人収容)
 - エ 敷地面積 125, 646.59平方メートル
主な建物 和室・洋室宿泊棟(300人(最大400人)収容)
 - (4) 施設の概要
 - ア 宿舎、講堂、大研修室、中研修室、第1研修室、第2研修室、視聴覚室、食堂、体育館、キャンプ場、屋根付き運動場等
 - イ 宿泊棟、研修室、工作室、体育室、食堂、キャンプ場等
 - ウ 宿泊棟、研修室、プレイホール、食堂、キャンプ場等
 - エ 和室宿泊棟、洋室宿泊棟、大研修室、中研修室、小研修室、創作室、食堂、文化ホール、体育館、キャンプ場、艇庫等
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務
 - (2) 青少年又は青少年育成指導者等の研修のための施設及び設備(以下「施設等」という。)の提供並びに当該研修に関する指導及び助言
 - (3) 県民の生涯学習の諸活動のための施設等の提供及び当該諸活動に関する助言
 - (4) 青少年教育に関する調査研究(青少年の健全育成に効果的な集団活動や自然体験活動等の教育的プログラムの研究開発及びこれに必要な調査等)
 - (5) 利用者の安全を確保するための施設等の維持及び修繕に関する業務(別途定める額を超える修繕を除く。)
 - (6) 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、青少年の家の管理運営上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
令和9年(2027年)4月1日から令和14年(2032年)3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件を満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 熊本県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意すること。
ア 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
ウ 指定管理者指定申請書及び指定管理者事業計画書以外の提出書類については、参加者それぞれについて提出すること。
エ 一申請者一提案
申請については、一申請者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできない。
また、代表団体は参加資格(1)～(7)のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は(2)を除く(1)～(7)すべての要件を満たすことを必要とする。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア 指定管理者指定申請書(熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則(平成16年熊本県教育委員会規則第6号)別記様式)
イ 事業計画書及び収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他
 団体の財務状況を明らかにする書類
 カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の
 内容を明らかにする書類
 キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない
 事業者は除く。）
 ク 納税証明書
 (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業
 所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）に
 ついて未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申
 立書）
 ケ その他教育委員会が必要と認める書類
 (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団
 体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）、処務規程（グル
 ープ内の組織における権限とその意思決定等を明らかにした書類）及びリスク
 分担表（グループ内の組織における管理業務に関するリスク分担を明らかにし
 た書類）
 (ウ) 参加資格に関する申立書
 (エ) 指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づき県が実施する、暴力
 団との関係の確認に関する申立書
 (2) 申請書の提出先
 熊本県教育庁市町村教育局社会教育課管理・調整班（県庁行政棟新館6階）
 郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号096-333-2697（ダイヤルイン）
 (3) 提出期間
 令和8年（2026年）9月11日（金）から令和8年（2026年）10月
 13日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までと
 する。
 郵送の場合は、書留郵便により令和8年（2026年）10月13日（火）の午
 後5時までに必着とする。
 電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。
 (4) 提出部数
 正本1部、副本11部（副本については、複写で可。）
 (5) 留意事項
 ア 申請書類は、日本産業規格のA4サイズとする。
 ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも
 認める。
 イ 申請に要する経費等は全て申請者の負担とする。
 ウ 提出書類は返却しない。
 エ 提出された書類は、必要に応じ複写する。（使用は県庁内及び指定管理候補者選
 考委員会での検討に限る。）
 オ 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示すること
 がある。
 6 指定管理候補者の選定
 指定管理候補者選考委員会の意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を
 選定する。
 なお、指定管理候補者選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審
 査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
 7 募集要項の配付
 5の(2)に掲げる場所で、令和8年（2026年）9月11日（金）から令和8年
 （2026年）10月13日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分か
 ら午後5時までの間に配付する。
 8 説明会
 (1) 合同説明会
 合同説明会への参加を希望する場合は、団体の名称及び参加者氏名等をあらかじ
 め定められた様式により、9月18日（金）までに5の(2)へ申し込むこと。
 ア 日時 令和8年（2026年）9月29日（火） 午前10時00分～
 イ 場所 県庁行政棟新館7階 教育委員会室
 (2) 施設見学会
 施設見学会への参加を希望する場合は、団体の名称及び参加者氏名等をあらかじ
 め定められた様式により、9月18日（金）までに5の(2)へ申し込むこと。
 ア 日時及び場所
 9月25日（金） 午後1時30分から 熊本県立豊野少年自然の家
 9月28日（月） 午後1時30分から 熊本県立菊池少年自然の家
 9月30日（水） 午後1時30分から 熊本県立あしきた青少年の家

10月1日(木) 午後1時30分から 熊本県立天草青年の家

9 その他

- (1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限などが守られなかったとき。
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (3) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (4) 問合せ先
 5の(2)に同じ。